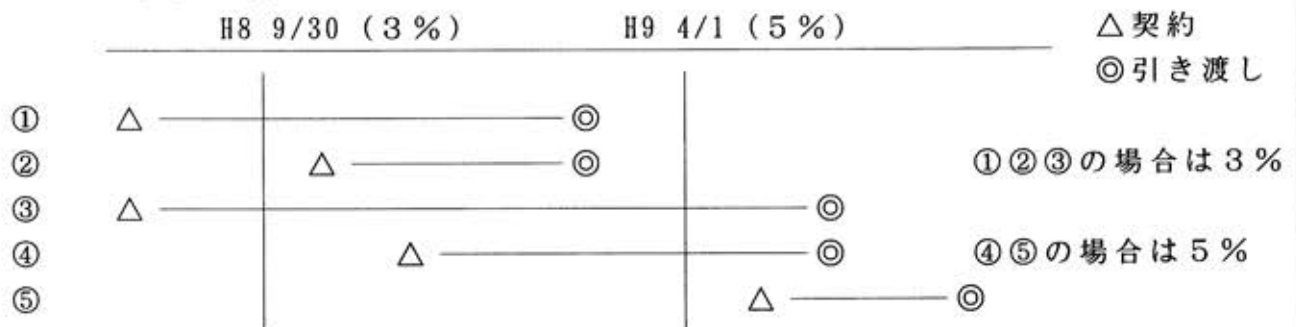


…消費税が変わります。対策は十分ですか？…

平成9年4月1日より、消費税率が5%に変わります。経過措置として、平成8年9月30日までに契約の行われた住宅などは、平成9年4月1日以降の引き渡しでも消費税率は3%のままです。



現在、建築予定のある施主様で、平成9年4月1日以降の引き渡しとなる可能性のある場合には、この消費税の経過措置を十分説明の上、9月30日までに契約を行われた方が工事の遅れ等によるトラブル（消費税2% up分の負担増）を未然に防ぐことが出来ます。

Q & A

Q. 9月30日までに契約すれば、いつまで3%で良いのですか？

A…現在の通達の内容では期限はありません。しかし、建築に必要な資材の購入については、H9. 4月1日より5%となりますし、価格変動等もありますので、あまり先の契約は注意した方が良いでしょう。

Q. 9月30日までに契約したことを証明するには、どうしたら良いですか？

A…公証人役場で契約するのが良いでしょう。また、簡易な方法としては、契約書を作成した時点(9月30日以前)で、内容証明郵便等により証明する方法もあります。

※契約内容の変更、引き渡し時期の考え方など具体的なことについては、現在、税務署でも明確にはなっていないようです。次号で詳しい情報を提供する予定です。

※商品情報

水目桜敷居、2M、3M、4Mとも検2無程度の価格です。敷台、上り框、フローリングもあります。是非ご利用下さい。

(お問い合わせは、お客様サービス系の森園まで)